

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年一月十八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一〇―四―三六

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 別表第四の二 特別健康管理手帳を交付する業務 (第二十六条の二関係) 一〇九 (略) | 別表第四の二 特別健康管理手帳を交付する業務 (第二十六条の二関係) 一〇九 (略) |
| 十三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジ | (新設) |

フェニルメタン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。